

次期子ども・子育てに関する計画の位置付け

＜計画の位置付け＞

次期子ども・子育てに関する計画は、「子ども・若者の権利」を保障し、切れ目ない子ども・若者施策を総合的に推進していくため、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として策定する。また、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画に、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」の理念を包含し策定する。さらに、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画を内包するとともに、子どもの貧困対策推進法に基づく子どもの貧困対策計画、少子社会対策基本法に基づく(仮)少子化対策計画(少子化に対処するための施策)を内包する。

同時に、市の上位計画である「多摩市総合計画」や、関連計画である「地域福祉計画」、「障がい児福祉計画」、「多摩市教育振興プラン」等との連携・整合性を図っていく。

